

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和5年9月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300203号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300022号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、令和2年8月7日は54万円、同年11月9日は10万円、同年12月15日は60万円に訂正することが必要である。

令和2年8月7日、同年11月9日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年8月7日、同年11月9日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和2年8月7日
② 令和2年11月9日
③ 令和2年12月15日

請求期間①から③までにおいて、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

調査の上、請求期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与に係る給与明細一覧表(写)及び事業主の回答により、請求者は、A社からそれぞれ請求期間①に54万円、請求期間②に10万円、請求期間③に60万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年8月7日、同年11月9日及び同年12月15日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和5年5月8日受付)し、厚生年金保険料についても納付してい

ないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300184号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2300009号

第1 結論

平成29年1月から令和元年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年1月から令和元年6月まで

私は、転入手続と併せて、請求期間の国民年金保険料の免除申請を、平成29年1月から平成30年6月まではA市B区役所の窓口で平成29年9月に、平成30年7月から令和元年6月まではC郡D村の役場の窓口で平成30年5月に行った。しかし、国の記録では、請求期間が国民年金保険料の未納期間となっている。

調査の上、請求期間を国民年金保険料の免除期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成29年1月から平成30年6月までの期間について、請求者は、当該期間の国民年金保険料の免除申請(以下「免除申請」という。)を行うため、平成29年9月の転入手続と併せて、B区役所の窓口で「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」(以下「申請書」という。)を提出した旨主張しているところ、B区は、請求者に係る平成28年5月及び同年6月の免除申請については、平成29年9月4日に受け付けたことが確認できるものの、請求者の同年1月から平成30年6月までに係る免除申請の受付は確認できない旨回答及び陳述している。

また、請求期間のうち、平成30年7月から令和元年6月までの期間について、請求者は、当該期間の免除申請を行うため、平成30年5月の転入手続と併せて、D村の役場の窓口で申請書を提出した旨主張しているところ、D村は、当該期間の免除申請の受付は同年7月以降となることから、同年5月に受付することはない上、平成30年度の免除申請に係る受付状況等を確認できる資料を保管しているが、請求者の当該期間に係る免除申請の受付は確認できない旨回答及び陳述している。

さらに、日本年金機構の回答及び同機構から提出された請求者の免除申請に係る資料(写)

においても、請求者の請求期間に係る免除申請を受け付けた形跡は確認できない上、オンライン記録によると、請求者が当該期間に係る免除申請を行ったと主張する時期よりも後の平成30年10月から令和元年6月までの間に、日本年金機構から請求者に対し、請求期間に係る免除申請の勧奨を複数回にわたり行われていることが確認できる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の当該期間に係る保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。